自治会館運営規則

第1条 総 則

この規則は、清和台自治会館(以下会館という)の適正な運用・管理について定める。

第2条 目 的

この規則は、会館が清和台住民に公正に、有益に、便利に使用されることを目的とする。

第3条 運 営

前条の目的を達成するため、川西市清和台自治会(以下自治会という)に会館運営を事業として設ける。 当該事業担当役員(以下担当役員という)は、会館の日常運営に関与し、書記をして運用・管理せしめ、 運営について規約上または規約外の事項に疑義が生じた場合は、その都度協議・決定し、関係者に指示す る。

第4条 使用の範囲

会館は、公共的な集会、または清和台住民が参加し、会館を利用して行うにふさわしい目的をもった会合、 および清和台相互住民が親睦を深め、娯楽をともにし、或は清和台住民のための教育・教養・福利厚生に 寄与することを目的として会合・行事・催事・商行為等に使用できる。

第5条 使用の区分

会館の使用は、限定使用、連続使用、年間予約使用に分けて取り扱う。限定使用とは、特定の日、一定期間についてのみ使用する場合をいい、連続使用とは、特定期間、一定期間について、毎日連続して使用する場合をいい、年間予約使用とは、特定曜日の一定時間について予約して年間使用する場合をいう。

第6条 使用の手続き

会館を使用する場合は、使用申込書に必要事項を記入し、会館事務所に申し込み、書記から使用許可書の交付を受けなければならい。

年間予約使用以外は3ヶ月前から申し込みを受け付ける。

第7条 申し込みの期限

会館使用の申し込み期限は、緊急使用を除き、原則として、限定使用は当該使用日の1週間前まで、連続使用は最初の使用日の1週間前まで、年間予約使用の申し込み期間は、前年度2月1日から2月15日とする。年間予約使用の申し込みの際には会員名簿を提出しなければならない。

第8条 使用の許可と取消

会館の使用許可は、申し込み期限経過後、書記がこの規則の諸条項を照合して決定する。

- 2. 使用の日時を同じくし、同時に申し込まれた同順位の使用については、当該申し込み責任者立会いによる抽せん結果に従って決定する。正当なる事由なく立会いに応じない場合は、当該申し込み責任者に係わる使用申し込みを失格とする。
- 3. 一旦許可した後といえども、優先順位により緊急使用目的が生じた場合は、書記が担当役員の指示を得て、申し込み責任者または使用責任者に通知することにより、取消または変更することができる。
- 4. 一旦許可した後といえども、申し込み責任者または使用者或は使用目的、使用内容等に使用にふさわしくない事実が見出された場合は、担当役員の指示を得て、書記は、申し込み責任者または使用責任者に通知することにより、当該許可を取消すことができる。

第9条 使用期限

限定使用の使用期限は1日以内、連続使用の使用期限は1週間以内、年間予約使用の使用期限は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、再使用申し込み手続きをふみ、許可を得て使用期限を延長することができる。

2. 使用の区分をとわず、優先順位高位者からの申し入れに従い、使用の中止、使用日時の変更等に応じた場合は、再使用申し込みの手続きを省略して、当該使用不能になった回数分に限り、書記の調整を得て、適宜に期限を自動延長することができる。

第10条 許可基準

会館の使用許可基準は、次の通りとする。

- (1) 使用目的が公職選挙期間を除いて、特定の政党および個人の政治運動ならびに勢力の拡張、宣伝等のために行われる活動でないこと
- (2) 使用目的が宗教団体の教宣活動でないこと
- (3) 使用目的が公序良俗に反し、または不健全なものでないこと
- (4) 申し込み責任者が自治会会員であること
- (5) 使用者がこの規約諸条項に違反するおそれがないこと
- (6) 使用者が暴力団または威力団体とみられるものでないこと
- (7) 使用者が不良業者でないこと
- (8) 使用者が既使用者で、過去の使用状況が悪く、改善の意志がないなど、使用許可を与えるに不適当と認められるものでないこと
- (9) 第2自治会館における清和台住民の冠婚・葬祭、及び一般使用は原則として許可しない

第11条 使用優先順位

会館の使用優先順位は、次の通りとする。

- (1) 公的集会、自治会総会、班長会
- (2) 清和台住民の冠婚・葬祭事
- (3) 自治会役員会、特別委員会、相談役会、コミュニティ推進協議会、地域団体
- (4) その他(申込先着順)

第12条 使用優先順位

会館の使用者は、会館の使用に際し、この規則の他の条項に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。万一違反または不履行の事実があった場合は、直ちに使用を中止させるとともに、実損害が生じた場合は、直ちに弁償させるものとする。

- (1) 許可された使用日、使用時間以外は使用しないこと
- (2) 許可された使用人数、使用目的など、申し込み内容と実使用内容が著しく相違しないこと
- (3) 暴力行為、風紀上好ましくない言動などをつつしみ、騒音・騒声を発するなど喧騒にわたらないこと
- (4) 所定の場所以外には、みだりに出入りしないこと
- (5) 建物内外を汚損しないこと
- (6) 建物壁面等に許可なく釘打ち、貼紙・落書きをしないこと
- (7) 許可を得た以外の私物を館内に常置しないこと
- (8) 会館備品を許可なく館外に持ち出さないこと
- (9) 電気・ガス・その他火気の使用については、安全に充分注意すること。また、光熱・水道器具の使用後は、完全消火、閉栓を確認すること
- (10) 会館および会館備品を使用後は、すべて現上に復し、清掃すること
- (11) 会館使用後は、施錠を完全に実施し、その鍵を書記に返却すること。

書記の勤務時間外および休日の使用後は、その鍵を翌日の勤務開始時刻までに書記に、または翌日が書記の休日にあたる場合は、翌日の最初の使用者の使用開始時刻までに、その使用責任者は遅滞なく引継ぐこと

(12) 車輛により会館を使用するものは、車輛を所定の駐車場に駐車すること。みだりに路上に駐車しないこ

(13) その他、他人の迷惑になるような状態で使用しないこと

第13条 使用料金と納付

会館の使用料金は、付表「清和台自治会館使用料金表」の通りとし、原則として申し込み時に前納しなければならない。なお、使用日の3日前までに納付のない場合は、使用を取り消すものとする。年間予約使用の場合は、前月末までに前納しなければならない。

2. 自治会会員が葬祭を営む場合は、貸切とし、次による。

通 夜 1晩につき 20.000円

本葬儀 1日につき 20,000円

- 3. 自治会会員が冠婚の挙式または披露宴を行う場合、規定料金の5割相当額とする。
- 4. 会館使用料は、前納された後、担当役員または書記が、その使用を取り消す場合、および使用日の3日前までに使用取り消しの申出のある場合を除き、一切払い戻しをしないものとする。

第14条 使用料金の減免

使用料金は、公的集会、自治会活動として使用する場合、免除する。

2. 地域団体、ボランティア活動等で予め申し出て、会長が承認した団体が、その活動のために使用する場合は、その承認条件の範囲内で使用料金を免除または軽減することができる。

第15条 会館の使用時間

会館の使用時間は、原則として次の通りとする。

午前 10 時~午後 10 時

ただし、公的集会、自治会活動ならびに葬祭のために使用する場合、および事前に申し出て許可を得た場合は、この限りではない。

第16条 会計および会計監査

会館運営の会計は、一般会計と別途に収支を計算し、特別会計をもって自治会会計が処理する。 会館運営に関する特別会計の監査は、自治会の監査役が、自治会の一般会計と併せて行う。

第17条 規則の改廃

この規則の改廃は、自治会役員会にて審議して行う。

第18条 付 則

この規則は、昭和48年4月1日より実施する。

昭和 51年9月1日 改正

昭和 53年10月29日 改正

昭和 54年4月1日 改正

昭和 56年5月17日 改正

昭和 57年10月17日 改正

昭和62年4月1日 改正

平成4年4月19日 改正

平成 10 年 6 月 21 日 改正

平成14年5月19日 改正

平成 15 年 4 月 20 日 改正

平成 18 年 4 月 19 日 改正

平成 22 年 4 月 18 日 改正

平成 26 年 4 月 20 日 改正

付表 清和台自治会館使用料金表

会	館	第1	自治会	館(駐:	2)	第2自	治会館	第	3 自治会	除館(駐	6)	第4自治会館(駐4)		第5自治会館(駐10)	
室	名	ホール1	ホール2	和室1	和室 2	ホール1	ホール2	ホール1	ホール2	和室1	和室 2	ホール1	ホール2	ホール1	ホール2
料	金	800	800	450	350	900	700	800	800	400	400	1, 200	1, 200	1,700	1,000
		1, 200		600		1, 200		1, 200		600		2, 200		2, 400	
広さ	·/_3\	40	40	12 帖	8帖	50	30	40	40	10 帖	10 帖	85	85	120	58
AC	(III)	80		20 帖		80		80		20 帖		170		178	
収容.	人数	25	25	12	8	30	20	25	25	10	10	55	55	70~80	30
		50		20		50		50		20		110		120	
住	所	東2-2-82			西2-1-83		東5-2-58			西4-3-10		東4-4-243			
電話番号					072-799-1306										

- 注1. 商行為(営利目的)の会館使用料は、上記料金表の1.5倍とする。
 - 2. 許可された使用時間を無断で超過した場合は、当該超過した時間を1時間未満は1時間に切り上げ、1時間当たり使用料金の倍額の金額を超過料金として徴収する。
 - 3. 玄関まわり、および屋外敷地を使用する場合は、ホール1、2(大会議場)の使用料金を適用し徴収する。
 - 4. 自治会員の葬儀の場合は、貸切とし、2日間¥40,000を徴収する。
 - 5. 非自治会員からの使用申込については、葬儀の場合のみ通常使用料金の 1.5 倍(¥60,000)の使用料金を徴収して許可する。
 - 6. 第5自治会館には、床面の残響が大きいので、カラオケ・民謡・コーラス・楽器演奏・ダンス・武道等に は使用出来ません。